

「取引所為替証拠金取引に関する約款」の一部改正について

下線部変更
(2022年3月28日)

現 行	改正後
(省 略)	(現行どおり)
第5条 (口座の開設) (省 略)	第5条 (口座の開設) (現行どおり)
<<個人のお客様>> (1) 満年齢が <u>20歳</u> 以上80歳以下の行為能力を有する個人であること。 (省 略)	<<個人のお客様>> (1) 満年齢が <u>18歳</u> 以上80歳以下の行為能力を有する個人であること。 <u>※2022年3月31日までは20歳以上です。18歳以上20歳未満の行為能力を有する個人が口座を開設できるのは2022年4月1日からです。</u>
(12) 既に本取引口座を開設していないこと。 (省 略)	(12) 既に本取引口座を開設していないこと。 <u>※個人口座 (代表者・取引担当者) と法人口座を同時に保有することはできません。</u>
<<法人のお客様>> (7) 既に本取引口座を開設していないこと。 (省 略)	<<法人のお客様>> (7) 既に本取引口座を開設していないこと。 <u>※個人口座 (代表者・取引担当者) と法人口座を同時に保有することはできません。</u>
<<取引担当者基準>> (1) 満年齢が <u>20歳</u> 以上80歳以下の行為能力を有する個人であること。 (以下、省 略)	<<取引担当者基準>> (1) 満年齢が <u>18歳</u> 以上80歳以下の行為能力を有する個人であること。 <u>※2022年3月31日までは20歳以上です。18歳以上20歳未満の行為能力を有する個人が口座を開設できるのは2022年4月1日からです。</u> (以下、現行どおり)
附則 本規定は、2022年 <u>1月17日</u> より施行する。 2022年 <u>1月17日</u>	附則 本規定は、2022年 <u>3月28日</u> より施行する。 2022年 <u>3月28日</u>